

# 「高齢化社会をよくなる女性の会」からの要望書

## 要望書

代表樋口恵子

高齢化社会をよくなる女性の会では、本年、設立五周年記念の「ヨーロッパ在宅老人セミナー・ツアー」を企画し、老いを支える各国老人福祉事情を比較検討しつつ、日本のあり方について考えました。さらに九月に行われた第七回女性による老人問題シンポジウムでは、「私たちは日本の老人福祉に発言する」と題して、さらに研究・討論を深め、ここに政府・関係機関に向けて、以下の要望書を具体的な政策提言としてまとめました。

・本年（一九八八年）行われたOECD福祉サミットにおいて、日本政府は「福祉国家は一応の完成をみた」として、自助努力、民生活振興の方向を打ち出したと聞いております。すでに高齢化の比率が日本よりはるかに高いヨーロッパ諸国と違って、わが国は現在を含めこれから急激なスピードで高齢化していきます。二十一世紀、世界トップレベルの高齢国にふさわしい福祉国家は、一応の完成どころか、政府は

これから新たな決意と政策ビジョンをもってスタートする公的責任があります。私たち女性の見聞・経験・研究の結論として、日本の老人福祉事情は経済大国の名に反していまだ貧しい状況にあると言わざるを得ません。老後のさたも金次第という声も聞かれるこのごろ、この国に老いる安らぎがすべての国民に公平に保障される政策案現に向けて、厚生省はじめ関係各位、全力をあげて取り組んで下さいませよう要望致します。私たちも微力ながら民間の女性の立場から老いをめぐる実態を把握し、具体的な提言をつづけてまいります。

### 老いを生きる場についての提言

1. 全住宅が人間の住む場にふさわしいものであり、しかも高齢者住宅としても機能しうるものであるような住宅基準を設け、その実現を住宅政策の指針とする。

2. 高齢者や身障者が自立して生活するために必要な住宅の改良、改築ならびに設備、器具の導入に際して、その費用の公的補助を貸与でなく給付の方向で進める。

同時に、高齢であることを理由に賃貸契約に応じない、あるいは立ち退き請求をするような事態が起こらないような対策を講じる。

4・地価高騰により固定資産税が支払い能力を超えたり、相続税の支払いが不可能などの理由で、持ち家から転居を余儀なくされる高齢者に対し、税制上の優遇措置、もしくは配偶者間での相続の延期など、法制上、なんらかの措置を早急に計る。

5・公営住宅には一定数の高齢者用住宅を取り込み、住宅困窮、もしくは老朽家屋に住む高齢者の受け皿として活用する。

6・民間企業が新たに地域開発をしたり、集合住宅を建設する場合も、高齢者、身障者用住宅を組み込むことを義務づける。アパート経営者も含めて民間企業が高齢者向きの住宅を提供しやすいよう、融資面あるいは税制面での優遇措置を設け、高齢者専用の賃貸住宅、分譲住宅の増加を図る。

7・福祉政策と住宅政策、土地政策、さらに生活補助具、介護器具の開発、生産、販売政策をも含めた住整備政策の一本化を図り、少なくとも高齢者、身障者の住居に関しての相談窓口の一本化を早急に実現する。

8・高齢者にとっては住宅を中心に、車いすや徒歩で歩ける範囲が主たる生活の場となる。高齢者が歩きやすく、社会参加しやすい、という視点から地域の環境を見直して整備をすすめること。歩道橋が目立ち、逆に歩道が少ない現状は高齢者の社会参加を妨げる町づくりである。

老いをみとるネットワークづくりのために

1・在宅福祉を唱えながら日本のホームヘルパーは他の先進諸国と比べ桁違いに少ない現状である。真に在宅福祉を支えるに足る介護・

援助者増員計画を早急に策定すること。

2・在宅福祉の拠点として、特別費護老人ホーム等の施設を、地域の適性配置に考慮しつつさらに増設・拡充し、質量ともに向上させること。

3・小学校区に一つの基準で在宅老人のケアセンターを設立すること。土地や既存の社会資源の有効活用と、世代間の交流のために、小学校、幼稚園、保育所などを活用することも望ましい。

4・あらゆる世代の人びとの参画なくして豊かな高齢社会は実現しない。幼児から大学生までの学校教育はじめ、すべての教育の場で福祉教育の充実をはかる。福祉教育には必ずボランティア活動などの実習を含み、男女ともに参加する。進学に関する資料としても一定の評価方法を積極的に検討すること。男女共修の家庭科に、老人問題・老人介護実習の単位を必修とすること。

5・福祉活動に現在最も参加が少ないのは働き盛りの男性である。生涯通して自分の問題として関心をもちつつけるために、青年期になんらかのかかわりをもつことが望ましい。そのためにたとえば、公僕である公務員（国家・地方とも）は、採用以前あるいは初任者研修として一年間の福祉サービス実習を義務づける。

企業は福祉活動に参加する従業員に対してボランティア活動休暇を保障する。

企業は男女ともにとれる家族のための介護休暇をつくる。

企業あるいは労働組合は、職場で高齢者にかかわる福祉を職務の一環またはサークル活動などで推進するようすすめる。

以上のような試みは、活動に参加する個人が若いときから老いの問題をみずからのものでありとらえるのに役立つばかりでなく、官公庁、企業が生活者としての体質を取り入れ、多様な側面に対応し

うる新たな発展を遂げるためにも不可欠である。

6・在宅高齢者に適切な保健・医療を保障するために、各病院・医療機関は往診と訪問看護を拡充し、現在の入院・通院に加えて一つの柱とすること。

7・保健所を地域ケアのキイセンターとして拡充すること。

8・若手医師には老人医療を地域で実習（町医者研修）するよう義務づけること。また老人性痴呆の問題に対応するため、開業医は必要な精神科の知識を研修できるように、老人医療に十分対処できる医師の養成につとめること。看護婦についても、保健婦のみならず地域ケア、老人ケアの分野での養成拡充を図る。

9・高齢者の介護にあたる人びとの地位をさらに向上させるよう待遇面での改善を図ること。

10・家族介護者が社会参加と健康を保障されるよう、介護者への健康診断、デイ・ケア、短期入所、ヘルパー派遣などのさらなる充実を図ること。家族介護者の当事者団体を育成し、介護者の声を行政に反映させること。

11・介護に関する政策づくりに、高齢者自身の声はもちろんのこと、家族、寮母、ヘルパー、ケースワーカー、医療従事者など、現場の声が反映するシステムをつくること。

長寿社会における新たな老人像の形成のために

1・子どものときから、学校、家庭、あらゆる場で、生活者として、精神面での、また経済面での自立を教育すること。

2・学校、職場、地域などあらゆるところで自立を援ける介護の実習をすること。とくに男女共修の家庭科には必ず取り入れること。職場では実習のための休暇を認めること。

3・高齢者への教育の機会均等を実現するため、大学をはじめとするあらゆる学校教育機関も開放する。老いを成熟への過程としてとらえ、高齢者の可能性をひらくことは、質の高い文化の創造につながるものである。

4・「老人らしく」という枠のなかでくくらず、多様な個性に対応し、異性・異世代がともに参加・参画する学習やレジャーの機会をひろげること。

5・差別撤廃条約の理念に根ざして、高齢期における性別役割分業の撤廃と男女平等をすすめるために、男性向け生活自立の講座を拡充すること。また、老人クラブはじめ高齢者の組織において、代表者や長が男子に偏らないよう、女性への機会を積極的につくること。

6・社会参加は人間の自立の証であり、そのための移動を保障するタクシー券、無料パス、福祉バス、車いすの給付などを。運賃の高齢者割引、安く泊まれるレジャー施設などを整備すること。

7・高齢者がいきいきと自立できるよう予防型福祉・保健の充実。

8・高齢者を行政の肩代わりとしてでなく、主体的な社会形成者として、社会活動の場と機会をつくる。とくに、高齢者を対象とする福祉をはじめ、さまざまな分野の政策立案と実施について、必ず高齢者自身の代表を参画させること。その代表には高齢女性を半数は加えること。

9・「ひとり暮らし」は老後の自立した生き方の一つとしてとらえ、「かわいそう」「さびしい」という伝統的な見方を変えていくよう、広報などの表現にも留意すること。

10・年齢にとらわれぬ個性的な生き方をする高齢者の紹介など、新しい高齢社会にふさわしい高齢者像を多方面からPRし、「いいトシをして」という過去の概念を払拭し、豊かな高齢社会の雰囲気醸成

につとめる。

11. 広報等の活字を大きくするなど、行政はつねに多数の高齢者を含む社会であることを考慮すること。さらにそれをマスメディア・ファッション、日常生活用品についても拡げ、高齢者が利用しやすくかつ美意識にかなった商品開発をすすめるよう各業界に働きかけること。

### 国・自治体の政治に望むこと

#### 1. 老人憲章の策定

国は高齢者の人権宣言として、高齢者のための社会保障の基本法を制定すること。その理念には以下のことが必ず含まれる。

高齢者は、尊厳ある人間として、最後まで国家の保障のもとに生きる権利がある。

高齢者は、自分の生き方を、自立した個人として決定する権利をもつ（自己決定権）。

高齢者は、多数の社会サービス政策のなかから、自分に最も適するものを、選択する権利をもつ。

幼少期より生涯を通じて、高齢者の人権を守るための教育と、福祉活動に参加できる環境を確立すること。

#### 2. 社会保障政策を政治の根幹に据えること

基本的な社会サービス政策の実現は、国民の自助努力の基盤であることを国は認識すること。

国民の老後生活における介護などの不安の実態を、国は正しく把握し、健康対策とともに、介護に対する公的責任を明確にしたうえで、公的社会サービスの地域ネットワークに費用と人材を投入すること。そのコストは、国家財政の中に十分ある。

国は、トータルに社会保障政策をとらえ、タテ割り行政を廃止する。医療・保健・福祉、住宅、労働、教育などを統括する“高齢者問題担当省”を置く。その担当大臣は、生活者たる女性にする。シルバージネスなどの民間活力導入に際して、まず国は公的責任の範囲を明確化したうえで、その基準、監査などを強化し、第三者によるサービスの質の管理体制を形成する。

#### 3. 男女ともに福祉を支える共生社会をめざして

現行の医療保険に匹敵する介護保険を、国として制定する。

働く男女の労働権を守るために（ILO一五六号条約、一六五号勧告）、老親介護休暇を早急に制度化する。

#### 4. 社会保障政策を国民のものとするために

国および自治体は、高齢化社会の進展をふまえて、“福祉行動計画”を策定し、その策定と実施の確認に、市民・住民を参加させる。また、具体的政策実現のために、市民・住民参加による“福祉議会”、“福祉会議所”などを設置する。

各自治体は、“老人社会保障指標”のような指標を策定し、その具体的な結果を、公表すべきである。同時にすべての社会政策の情報、ひろく提供されなければならない。

私たち国民が国に預託した税金から、どのように社会保障政策に支出するかは、支払った私たちが参画する権利がある。国は高齢化社会における税金の使い方について明確に提示し、国民の選択に委ねること。